

第14回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年11月29日（火）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階「カシオペア」

決議 事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

目次

第14回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場は、株主さまのご自身の健康状態をご考慮いただき、書面による議決権行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイドマ・ホールディングス

証券コード：7373

株主各位

東京都豊島区南池袋 2 丁目25番 5 号
株式会社アイドマ・ホールディングス
代表取締役社長 三浦 陽平

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主さまのご自身の健康状態をご考慮いただき、ご来場についてご検討をお願い申し上げます。

ご来場されない場合、議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2022年11月29日（火）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン3階「カシオペア」
3 目的事項 報告事項	1. 第14期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役7名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aidma-hd.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aidma-hd.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 変化の激しい昨今の経営環境下において、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして包括的な事業目的の追加を含む事業目的の変更を行うものであります。なお、「19.その他適法な一切の事業」の記載につきましては、M&Aにより取得した事業や中核事業の新たな展開等へ迅速かつ柔軟に対応することを想定したものであり、従前の事業領域とかけ離れた分野へ経営資源を傾注することは意図しておりません。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 総合人材サービス業	1. 総合人材サービス事業
2. ウェブ広告事業	2. (現行どおり)
3. 人材教育事業	3. (現行どおり)
4. 有料職業紹介事業	4. 営業支援事業
5. 労働者派遣事業	5. 業務支援の各種ツールの企画、開発、販売、運用及び保守
6. 古物営業法に基づく古物売買業	6. オンラインコミュニケーションツールの企画、開発、販売、運用及び保守
7. オンラインコミュニケーションツールの販売、OEM販売	7. コンピュータソフトウェア・ハードウェア、クラウド製品の企画、開発、運用及び保守
8. オンラインコミュニケーションの教育研修、普及事業	8. データベースの企画、設計、開発、販売及び保守
9. オンラインコミュニケーションツールの保守	9. 情報収集サービス事業及び情報提供サービス事業
10. 法人業務支援の各種ツールの販売、OEM販売、保守	10. 各種コンサルティング事業
11. 情報収集サービス業及び情報提供サービス業	11. 各種セミナー、イベントの企画、運営、実施
12. インターネットを利用した各種情報収集、管理、処理、提供サービス並びにコンサルティングに関する業務	12. 情報通信事業
13. コンピュータソフトウェア・ハードウェア、クラウド製品の企画、開発、制作、保守、管理及び販売並びにそれらのコンサルティング	13. 有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業
14. データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング	14. 銀行代理事業、決済代行業業等の各種金融事業
15. クラウドコンピュータシステムの設計、開発、運用、販売及び保守	15. 有料職業紹介事業
16. 前各号に附帯又は関連する一切の事業	16. 労働者派遣事業
< 新 設 >	17. 古物営業法に基づく古物売買事業
< 新 設 >	18. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
< 新 設 >	19. その他適法な一切の事業

現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	< 削 除 >
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
< 新 設 >	(附則) 1. 定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
< 新 設 >	

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員が任期満了となるため、取締役7名の選任をお願いするものであります。
取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	み うら 三浦 よう へい 陽平	代表取締役社長
2	再任	み うら 三浦 かず ひろ 和広	取締役 営業本部長
3	再任	あ べ 阿部 みつ よし 光良	取締役 経営管理本部長
4	再任	お やま だ 小山田 あき と 明人	取締役 クリエイティブ事業部長
5	再任	おお しま 大嶋 ゆう た 優太	取締役 システム統括部長
6	再任	こ ばやし 小林 やす ひろ 靖弘	社外取締役 独立役員
7	再任	しの ぎき 篠崎 しょう こ 祥子	社外取締役 独立役員

候補者番号

1

み うら よう へい
三浦 陽平

生年月日：1983年3月9日生（満39歳）

再任**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2005年 4 月 (株)トータルサービス 入社
2006年 4 月 (株)ベンチャー・オンライン 入社
2008年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）
2012年 2 月 (株)アイドマ・インサイト（現SEA Dream Company(株)）設立 代表取締役
2013年 7 月 (株)物語TV設立 取締役
2017年 1 月 (株)meet in設立 代表取締役

- 所有する当社の株式数
10,622,400株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 在任年数
13年11カ月

取締役候補者とした理由

三浦陽平氏は、当社設立時から代表取締役社長として経営の指揮を執り、会社経営に関する豊富な経験や知見を活かした強いリーダーシップを発揮しております。

当社の発展及び適切な意思決定に尽力しており、更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を果たし、企業価値向上の牽引役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

み うら かず ひろ
三浦 和広

生年月日：1985年7月2日生（満37歳）

再任



- 所有する当社の株式数
257,040株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 在任年数
4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 5 月 当社 入社
2013年 7 月 (株)物語TV 代表取締役
2017年 4 月 当社 セールス・サポート事業部長
2018年10月 当社 執行役員
2018年11月 当社 取締役（現任）
当社 営業本部長兼セールス・ソリューション事業部長
2019年 3 月 (株)meet in 取締役（現任）
2020年11月 当社 営業本部長兼マーケティング事業部長
2021年 9 月 (株)Sales Crowd 代表取締役（現任）
2022年 6 月 (株)マーケメディア 代表取締役（現任）
2022年 7 月 当社 営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

三浦和広氏は、当社の営業部門全体を統括するとともに強化に努め、事業計画の推進に貢献するとともに、企業経営及び営業分野、マーケティング分野において豊富な経験と知識を有しております。
当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

あべ みつよし
阿部 光良

生年月日：1985年8月21日生（満37歳）

再任



- 所有する当社の株式数
38,580株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 在任年数
2年10カ月

取締役候補者とした理由

阿部光良氏は、当社の管理部門全体を統括するとともに強化に努め、経営管理を牽引するとともに、財務・人事・総務・経営全般にわたる豊富な経験・見識を有しております。
当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4 月 大和証券SMBC(株)（現 大和証券(株)） 入社
2011年 5 月 フロンティア・マネジメント(株) 入社
2013年10月 ユニキャリア(株)（現 三菱ロジスネクスト(株)） 入社
2015年11月 (株)日本経営承継支援（現 (株)経営承継支援） 入社
2016年 6 月 同社 取締役
2020年 1 月 当社 取締役（現任）
当社 経営管理部長（現 経営管理本部長）（現任）
2021年 2 月 当社 人事・総務部長
2022年 4 月 H.I.F.(株) 取締役（現任）

候補者番号 4

お や ま だ あ き と
小山田 明人

生年月日：1982年9月8日生（満40歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 4 月 SMBCコンシューマーファイナンス(株) 入社
2007年 3 月 (株)JOYOVERFLOWS設立 代表取締役
2015年 2 月 (株)ラピッドプログレス設立 代表取締役
2015年 4 月 (株)ネクストアド設立 代表取締役（現任）
2020年12月 当社 取締役（現任）
当社 クリエイティブ事業部長（現任）
テックジェンス(株) 取締役（現任）

- 所有する当社の株式数
9,000株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 在任年数
1年11カ月

取締役候補者とした理由

小山田明人氏は、SaaSサービスやWEBマーケティングに関する豊富な知見及び企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、これらの知識や経験等を踏まえ、当社の新規事業展開や成長拡大に寄与しております。

当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

おおしま ゆうた
大嶋 優太

生年月日：1988年5月5日生（満34歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 1 月 当社 入社
2018年 7 月 当社 クリエイティブ事業部長
2018年11月 当社 取締役（現任）
2020年12月 当社 システム統括部長（現任）

- 所有する当社の株式数
－株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 在任年数
4年

取締役候補者とした理由

大嶋優太氏は、当社入社以降、技術部門に携わり、開発及び社内インフラを統括し、同分野において豊富な経験と知見を有しております。
当社事業に関する豊富な知識と高い見識等を有しているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

こばやし やす ひろ
小林 靖弘

生年月日：1969年5月28日生（満53歳）

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
9,600株
- 取締役会出席状況
17回／17回（100%）
- 社外取締役在任年数
4年10カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス） 入社
1999年 4 月 (株)エムティーアイ 入社
2000年11月 (株)ハイジ（現 アクセルマーク(株)） 取締役
2002年10月 同社 代表取締役
2003年10月 (株)セプテーニ（現 (株)セプテーニ・ホールディングス） 取締役
2012年 1 月 (株)コバ 代表取締役（現任）
2016年 5 月 (株)ジェイマックスリクルートメント 取締役（現任）
2017年 5 月 (株)MMB 代表取締役（現任）
2018年 1 月 当社 取締役（現任）
2019年 5 月 (株)ビスカス 取締役（現任）
2020年12月 (株)IC 取締役監査等委員（現任）
2021年 7 月 (株)JOB BANK 取締役（現任）
2022年 8 月 (株)マックスサポート 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林靖弘氏は、上場企業等の役員や代表を歴任し、幅広い事業分野に精通し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。

これらの知識や経験等を踏まえ、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

しの ざき しょう こ
篠崎 祥子

生年月日：1983年11月7日生（満39歳）

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 4 月 エイボン・プロダクツ(株)（現 エフエムジー&ミッション(株)）
入社
2011年12月 (株)ダイアナ 入社
2012年10月 (株)フードコスメ 入社 広報部長兼マーケティング部長
2012年12月 (株)アイケイ（(株)フードコスメ親会社）広報部長兼マーケティング部
長兼職
2016年 7 月 エスヴィータ(株)設立 代表取締役社長（現任）
2017年11月 (株)日本創発グループ 取締役監査等委員（現任）
2021年11月 当社 取締役（現任）

- 所有する当社の株式数
ー株
- 取締役会出席状況
13回／13回（100%）
- 社外取締役在任年数
1年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠崎祥子氏は、広報やマーケティング分野における豊富な経験や知識と企業経営を通じた高い見識を有しております。

実践的・多角的な視点から、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦陽平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 三浦和広氏は、三浦陽平氏の実弟であります。
4. 小林靖弘氏及び篠崎祥子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 三浦陽平氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるJPM株式会社が所有する株式数6,000,000株を含めて記載しております。また、小林靖弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが所有する株式数を記載しております。
6. 篠崎祥子氏の取締役会出席状況については、2021年11月26日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。
7. 当社は、小林靖弘氏及び篠崎祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、小林靖弘氏及び篠崎祥子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響が長期化する中、ワクチン接種や治療薬の浸透に伴い、行動制限が緩和されるなど経済活動の持ち直しの動きが見られました。一方で、不安定な世界情勢の影響等から資源価格の高騰や、金融資本市場の変動等により先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、テレワークが浸透し、就労の多様化が徐々に進展する一方で、企業における人手不足はますます深刻な状況となっております。

このような状況の下、当社は、中小企業を中心に営業リソース不足が深刻化している環境を、アウトソーシング拡大の絶好のビジネスチャンスと捉え、主力サービスのセールス・プラットフォームサービスを中心とし、積極的にワーク・イノベーション事業の展開を推進してまいりました。その結果、在宅ワークが定着した環境下におけるオンラインセールスの手法を必要とする多くの中小、中堅企業からご発注をいただくこととなり、過去最高の経営成績を収めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,193,961千円、営業利益は1,639,947千円、経常利益は1,607,257千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,038,219千円となりました。

なお、当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高

61億93百万円
(前期比66.7%増)



営業利益

16億39百万円
(前期比97.6%増)



経常利益

16億7百万円
(前期比96.5%増)



親会社株主に帰属する当期純利益

10億38百万円
(前期比116.1%増)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,411千円であり、主な内容は社内使用PCの取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するため、主要取引金融機関と総額4,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2021年9月30日付でドコデモ株式会社が運営するクラウド系VDIソリューション「どこでもデスクトップ」事業を譲り受けております。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年3月1日付でCXOバンク株式会社の全株式を取得し、完全子会社としております。また、2022年6月1日付で株式会社マーケメディアの全株式を取得し、完全子会社としております。

(6) 対処すべき課題

少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、今後の日本においては、自社の業務を見直し、外部リソースやテクノロジーの活用により生産性向上に取り組む企業が増えつつあることが見込まれます。また、労働力人口の減少は、これまで、働きたくても働けない事情を抱える方など潜在的な労働力の顕在化の動きを加速させることが見込まれます。当社はこの二つの流れを捉え、外部リソースの活用を行う企業に在宅ワーカーをマッチングする、というビジネスモデルを創造し、営業支援の領域を中心に成長を遂げることができましたが、今後も持続的な発展を実現するためには、以下の事項に対処すべき課題と認識しております。

①受託する企業及び事業領域の裾野の拡大

これまでの、営業体制が確立されていない中小企業を中心に、営業業務のアウトソーシングや営業組織構築のコンサルティング、テストマーケティングなど、営業支援の領域に特化していましたが、今後は、営業以外の業務（広報、人事、総務、労務、経理及び財務等）支援にまで事業領域を拡大してまいります。営業支援の領域では当社がテストマーケティングを行い、再現性のある仕組を構築しておりますが、業務支援の領域においても、当社にてテストワークを行い、営業支援同様に再現性のある仕組を構築するサービス提供を行います。また、それに伴い、対象企業の裾野も拡大してまいります。

②ストック型収益モデルの確立

これまでの、再現性のある営業の仕組を顧客企業に提供するために、コンサルティングによるフロー型収益モデルがビジネスモデルの中心でしたが、安定した収益基盤構築のためにストック型収益モデルの確立も重要な課題であると認識しております。今後は、自社開発した営業支援ツール「Sales Crowd」の拡販に加え、営業支援で培ったノウハウ、蓄積してきたデータを活かした新サービスの開発・展開を推進し、ストック型収益モデルの拡充を図ってまいります。

③多種多彩な就労機会の提供

潜在労働力の顕在化は、主婦の在宅ワークに留まらず、今後は、シニア層やアルバイトから常勤就労につきたい方などに向け、多様な就労機会の提供を図っていく必要があります。また、特定の領域に高度な技術や専門性を持つプロフェッショナルの在宅活用、副業の推進と活用も行ってまいります。

④オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」の普及

時間と場所を選ばない、もしくは制約が少ないオンラインコミュニケーションは、企業が行う外部リソース活用にも、在宅などで働く場合でも、必要不可欠なキーデバイスとなります。当社グループは、上記①及び③の課題を達成するためにも、オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」を積極的に普及させ、オンラインコミュニケーションに係る様々なノウハウを吸収し、それを活かした事業展開を行ってまいります。

⑤優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後の業容の拡大と持続的な発展を実現するために、優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのために、採用においては、能力のみならず、企業理念や企業文化を共有できる人材の採用を心掛け、また、入社後の社員に対しては、能力開発、スキルの向上のための研修を実施しており、今後も継続して行っていく必要があります。

⑥コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、会社の永続的な発展のために、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任の明確化を進めているところです。当社グループはグループ会社が増加し、新しいサービス分野も含めその事業領域を急速に広げながら成長を継続しております。特に最近においては、新しいサービス分野を中心にM&Aや事業譲受なども行いながら積極的に事業体制の強化を進めており、それらの新しい事業リソースを当社グループの経営管理体制に効率的に統合するとともに、その運営においても、新しい事業分野や事業地域で適用される法令やルールを遵守するための体制の整備が重要であると認識しております。その実現のために、事業規模の拡大に対応した効率的な経営管理体制の整備を進め、法令及び社内諸規程を遵守した業務執行の定着を推進するとともに、内部監査を継続的に実施し、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図り、さらにその実効性を高めていくための経営効率化に取り組んでまいります。

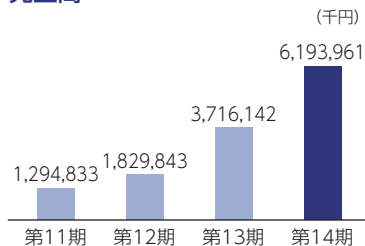
(7) 財産及び損益の状況の推移

	第11期 (2019年 8月期)	第12期 (2020年 8月期)	第13期 (2021年 8月期)	第14期 当連結会計年度 (2022年 8月期)
売上高 (千円)	1,294,833	1,829,843	3,716,142	6,193,961
経常利益 (千円)	119,399	216,120	817,979	1,607,257
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	84,703	164,228	480,413	1,038,219
1株当たり当期純利益 (円)	6.90	12.78	36.21	68.40
総資産 (千円)	707,373	1,677,151	5,310,018	6,519,634
純資産 (千円)	345,659	509,888	3,041,823	4,015,566
1株当たり純資産額 (円)	26.86	39.64	200.56	264.27

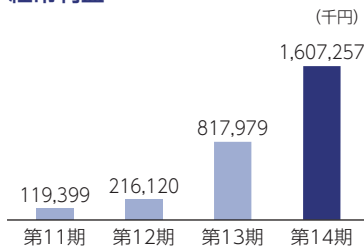
(注1) 当社は、第13期より連結計算書類を作成しております。なお、第11期及び第12期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

(注2) 当社は、2021年1月21日付で普通株式1株を30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の計算においては、当該株式分割は第11期の期首に行われたものとして算定しております。

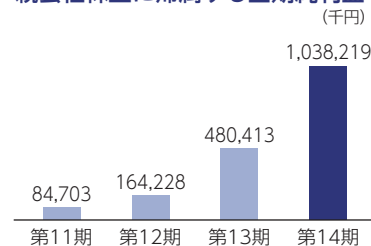
売上高



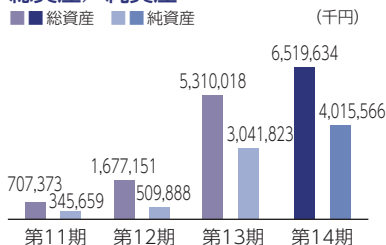
経常利益



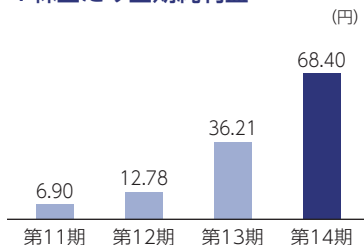
親会社株主に帰属する当期純利益



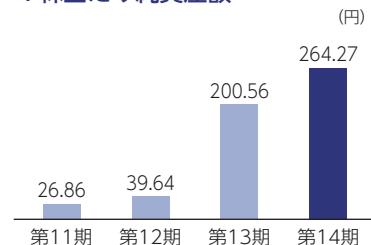
総資産／純資産



1株当たり当期純利益



1株当たり純資産額



(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年8月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

	資本金	当社の出資比率	事業内容
(株)meet in	5,000千円	100%	オンラインコミュニケーションツールの販売
(株)Sales Crowd	10,000千円	100%	営業DXツールの販売
CXOバンク(株)	7,200千円	100%	マッチングサービスの開発、運営
(株)マーケメディア	2,000千円	100%	マーケティング業界向けリード獲得メディアの開発・運営、ウェビナーイベントの企画・運営

(9) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

事業区分	内 容
ワーク・イノベーション事業	・営業支援 BtoBによる営業業務アウトソーシングの受託、営業組織構築のコンサルティング業務、テストマーケティングの実施 架電システムからSFA、リスト抽出機能を兼ね備えた営業管理ツールの販売 ・人材支援 顧客企業内に在宅ワーカーを活用するための在宅チーム構築のコンサルティング業務 主婦をメインターゲットにした就労支援サイト「mama works」の運営

(10) 主要な事業所等（2022年8月31日現在）

	所在地
東京本社	東京都豊島区
大阪支社	大阪府大阪市
福岡支社	福岡県福岡市
マーケティングセンター	東京都豊島区
埼玉マーケティングセンター	埼玉県さいたま市

(11) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215 (43) 名	68名増 (9名減)	29.7歳	1.8年

(注) 準社員（アルバイト）は（ ）内に外数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 三菱UFJ銀行	200,000千円
(株) みずほ銀行	150,000千円
(株) 日本政策金融公庫	14,625千円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- ①発行可能株式総数 51,408,000株
②発行済株式の総数 15,192,968株 (自己株式92株を除く)
③当事業年度末の株主数 2,411名
④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J P M株式会社	6,000,000株	39.5%
三浦陽平	4,622,400株	30.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	721,800株	4.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	448,000株	2.9%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	378,500株	2.5%
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	293,600株	1.9%
三浦和広	257,040株	1.7%
K&Pパートナーズ3号投資事業有限責任組合	163,500株	1.1%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	162,200株	1.1%
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	149,000株	1.0%

3. 新株予約権等に関する事項

- ①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日		2017年 8 月10日	2018年 8 月29日
新株予約権の数		275個	505個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 16,500株	普通株式 30,300株
新株予約権の発行価額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使価額		1 株につき5円	1 株につき9円
新株予約権の行使期間		2019年 8 月11日から 2027年 8 月10日まで	2020年 8 月30日から 2028年 8 月29日まで
新株予約権の主な行使条件		(注1)	(注1)
役員の保有状況 (注2)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式の数 9,000株 保有者数 2 人	新株予約権の数 50個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 1 人

名 称		第 3 回新株予約権
発行決議の日		2018年 8 月29日
新株予約権の数		120個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 7,200株
新株予約権の発行価額		1 個につき58円
新株予約権の行使価額		1 株につき9円
新株予約権の行使期間		2019年12月 1 日から 2028年 8 月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注3)
役員の保有状況 (注2)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式の数 7,200株 保有者数 1 人

(注1) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役を任期満了により退任したり、定年退職したなど、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(注2) 社外取締役及び監査役には付与しておりません。

(注3) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年8月期または2020年8月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ii 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要な事項

当社は2018年8月29日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である佐賀寛厚氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年8月31日に付与しました。

名 称	第4回新株予約権
発行決議の日	2018年8月29日
新株予約権の数	8,044個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 482,640株
新株予約権の発行価額	1個につき58円
新株予約権の行使価額	1株につき9円
新株予約権の行使期間	2019年12月1日から 2028年8月30日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ii 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年8月期または2020年8月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- iii 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iv 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- vi 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三 浦 陽 平	代表取締役社長	—
三 浦 和 広	取締役 営業本部長	(株)meet in 取締役 (株)Sales Crowd 代表取締役 (株)マーケメディア 代表取締役
阿 部 光 良	取締役 経営管理本部長	H.I.F.(株) 取締役
小山田 明 人	取締役 クリエイティブ事業部長	(株)ネクストアド 代表取締役 テックジェンス(株) 取締役
大 嶋 優 太	取締役 システム統括部長	—
小 林 靖 弘	社外取締役	(株)コバ 代表取締役 (株)ジェイマックスリクルートメント 取締役 (株)MMB 代表取締役 (株)ビスカス 取締役 (株)IC 取締役監査等委員 (株)JOB BANK 取締役 (株)マックスサポート 取締役
篠 崎 祥 子	社外取締役	エスヴィータ(株) 代表取締役社長 (株)日本創発グループ 取締役監査等委員
若 林 稔	常勤社外監査役	—
本 多 基 記	社外監査役	ぷらっとホーム(株) 取締役執行役員COO 本多・森田・吉田法律会計事務所 パートナー
岡 本 和 巳	社外監査役	(株)ビスカス 監査役 (株)アール・アンド・エー・シー 監査役 アイムファクトリー(株) 監査役

(注1) 取締役小林靖弘氏及び篠崎祥子氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏は社外監査役であります。

(注3) 監査役岡本和巳氏は公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任しており、その経験や知識から財務及び会計に関する相当程度の知見があります。

(注4) 当社は、取締役小林靖弘氏、篠崎祥子氏、監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

内容としましては、当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものではありません。なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項等

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三浦陽平が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じております。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	112,875 (4,200)	112,875 (4,200)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	—	—	3 (3)

(注1) 取締役の報酬限度額については、2017年10月31日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は1名です。

(注2) 監査役の報酬限度額については、2018年1月12日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名（社外監査役）です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

①当該保険契約の被保険者の範囲

取締役、監査役及び重要な使用人（当社及び記名子会社を含む）。

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

③当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者が、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因するもの、刑を科せられるべき違法な行為に起因するもの、法令に違反することを認識（未必的認識を含みます。）しながら行った行為に起因するもの等を当該保険契約の免責事項として定めております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者と当社との間には、重要な関係はありません。

③当事業年度における活動状況

氏 名	地 位	出席回数	主な活動状況・社外取締役・期待される役割に関して行った職務の概要
小 林 靖 弘	取 締 役	[取締役会] 17/17回 100%	上場企業等の役員や代表を歴任し、その豊富な経験や知識に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、参考となる有益な発言や助言を積極的に行っており、期待される役割・責務を果たしております。
篠 崎 祥 子	取 締 役	[取締役会] 13/13回 100%	上場企業の役員や企業経営に関する豊富な経験や知識に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、特に、広告宣伝やM&Aについて有益な発言や助言を行っており、期待される役割・責務を果たしております。
若 林 稔	監 査 役	[取締役会] 17/17回 100% [監査役会] 17/17回 100%	上場企業等の管理担当役員や監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。また、当社における重要な会議体への出席を通じて、適切な監査を実行しております。
本 多 基 記	監 査 役	[取締役会] 17/17回 100% [監査役会] 17/17回 100%	弁護士の資格を有し、上場企業等の取締役、監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。
岡 本 和 巳	監 査 役	[取締役会] 17/17回 100% [監査役会] 17/17回 100%	公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。

(注) 社外取締役の篠崎祥子氏につきましては、2021年11月26日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,500千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当事業年度における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において次の「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役及び使用人が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為等の禁止につき考え方を共有し、代表取締役社長は、毎週行われる全体会で、繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・当社グループの行動規範である「9つの約束」には法令等の遵守の精神が前提にあることを踏まえ、朝礼で全役職員が唱和し浸透を図るとともに、「9つの約束携行カード」を配布し、日常の業務執行において、法令等の遵守を意識できるようにする。
- ・代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命し、内部監査人として、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握及び監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告する。
- ・監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務遂行状況を把握し、法令等の遵守の状況について監査する。
- ・法令等の違反行為、疑義のある行為等について、その情報を直接受領する「ヘルプライン制度」を整備・運用する。
- ・「コンプライアンス規程」を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、代表取締役社長を委員長とし取締役及び幹部社員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
- ・代表取締役社長は、内部監査人、監査役と協力し、法令等違反行為の未然防止に努めるとともに、疑義又は違反行為が発見された場合には、速やかに「コンプライアンス委員会」を開催し、事実関係の調査、関係者の処分、再発防止策の策定等を適切に行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書管理規程」に定められた期間、保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成・保存する。
- ・これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書の在否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる状況を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「コンプライアンス規程」及び「ヘルプライン規程」を運用し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。
- ・「リスク管理規程」を運用し、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- ・不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置し、開示を含む迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
- ・取締役は、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を推進する。また、年度予算の進捗状況は、取締役会で毎月、検証することで、効率的な職務執行を担保する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社は、当社がその株式の全てを保有する完全子会社であり、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理している。子会社の役社員も、代表取締役社長が毎週行う全体会に出席し、代表取締役社長の考え方を共有し、企業価値の向上と業務の適正を意識できるようにする。
- ・内部監査においても、当社の内部監査人が、当社を対象とした内部監査と同等のレベルの内部監査を実施する。
- ・当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行えるように対応する。
- ・ 当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとし、独立性の確保に努める。
- ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。また、当該使用人の人事異動、考課、賞罰等については、監査役の同意を要する。

⑦監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に参加することができ、取締役又は使用人は監査役の出席を拒めないものとする。
- ・ 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
- ・ 監査役は内部監査人より、内部監査計画、結果等の定期報告を受け、内部監査人との連携を強化する。また、「ヘルプライン制度」の所管部門より、運用状況について定期報告を受ける。
- ・ 取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役への報告事項等を、監査役に定期的に報告する。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、あるいは、会社に著しい損失を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ・ 取締役及び使用人が、監査役への報告により、処遇や人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、報告者を保護する。

⑧監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・年度予算において、監査役の職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は監査役と定期的な意見交換を実施する。
- ・監査役が、定期的に会計監査人や弁護士と、情報・意見交換をできる機会を設ける。
- ・監査役が必要と認めた時は、代表取締役社長と協議の上、内部監査人に監査の協力を求めることができる。内部監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。
- ・監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築している。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムを次のとおり適切に運用するとともに、当該基本方針の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性の高い内部統制システムの整備・運用に努めております。

①取締役の職務の執行について

社外取締役2名を含む取締役7名は、原則月1回開催される取締役会において、経営上の重要事項の審議及び決定を行うとともに、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を報告・検証し、効率的かつ適正な職務執行を監督しております。

②コンプライアンス及びリスク管理体制について

「コンプライアンス規程」に基づき年4回、定例コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス体制の企画・運営に対する重要事項を審議するとともに、コンプライアンス研修会を開催し、意識の維持・向上に努めております。また、「ヘルプライン規程」に基づき、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的とした「ヘルプライン窓口」を設置し、早期に問題点の検知及び対応を図ることができる体制を整えております。

③監査役の職務の執行について

監査役3名（全員社外監査役）は、原則月1回開催される取締役会への出席のほか、経営会議、コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しております。また、当社における主要な決裁書類や稟議書等の重要書類が監査役に回付されるほか、監査役による代表取締役社長、会計監査人や弁護士との情報・意見交換を定期的に行い、取締役及び使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて必要な情報収集を行うことで、監査の実効性を図っております。

④内部監査の実施について

経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び職務執行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価し、経営リスクの低減並びに経営効率の向上を図ることを目的として、代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命しております。内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務執行に関する情報の把握及び監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査担当は、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、内部監査の効率的実施に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第13期 (2021年8月31日現在)	第14期 (2022年8月31日現在)	科 目	(ご参考) 第13期 (2021年8月31日現在)	第14期 (2022年8月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	4,710,985	4,573,929	流動負債	2,264,806	2,487,553
現金及び預金	4,369,971	4,310,064	買掛金	156,725	239,408
売掛金	352,151	301,835	短期借入金	450,000	350,000
その他	89,182	69,905	1年内返済予定の長期借入金	—	1,500
貸倒引当金	△100,318	△107,876	未払法人税等	490,605	80,833
固定資産	599,032	1,945,705	未払金	116,792	236,658
有形固定資産	81,309	73,154	未払費用	85,236	129,377
建物	65,840	61,483	前受金	808,117	—
車両運搬具	6,957	3,478	契約負債	—	1,240,759
工具、器具及び備品	8,512	8,191	その他	157,329	209,017
無形固定資産	69,749	578,417	固定負債	3,388	16,514
ソフトウェア	69,749	55,833	長期借入金	—	13,125
のれん	—	386,500	資産除去債務	3,388	3,389
顧客関連資産	—	136,083	負債合計	2,268,195	2,504,068
投資その他の資産	447,972	1,294,133	純資産の部		
繰延税金資産	360,652	323,210	株主資本	3,041,328	3,999,083
投資有価証券	10,050	901,095	資本金	1,074,906	1,075,042
その他	77,270	69,827	資本剰余金	1,072,640	1,072,776
			利益剰余金	893,974	1,851,457
			自己株式	△192	△192
			その他の包括利益累計額	—	16,009
			その他有価証券評価差額金	—	16,009
			新株予約権	494	473
			純資産合計	3,041,823	4,015,566
資産合計	5,310,018	6,519,634	負債・純資産合計	5,310,018	6,519,634

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第13期 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		第14期 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
売上高		3,716,142		6,193,961
売上原価		871,147		1,512,705
売上総利益		2,844,995		4,681,256
販売費及び一般管理費		2,015,032		3,041,308
営業利益		829,962		1,639,947
営業外収益				
受取利息	18		43	
償却債権取立益	8,472		6,488	
違約金収入	5,108		36,283	
その他	1,579	15,178	1,903	44,718
営業外費用				
支払利息	2,120		1,720	
シンジケートローン手数料	—		75,000	
上場関連費用	25,041		—	
その他	—	27,161	687	77,408
経常利益		817,979		1,607,257
特別損失				
投資有価証券評価損	—	—	57,153	57,153
税金等調整前当期純利益		817,979		1,550,103
法人税、住民税及び事業税	537,539		325,474	
法人税等調整額	△199,974	337,565	186,410	511,884
当期純利益		480,413		1,038,219
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		480,413		1,038,219

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,074,906	1,072,640	893,974	△192	3,041,328
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△80,735	—	△80,735
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,074,906	1,072,640	813,238	△192	2,960,593
当期変動額					
新株の発行	135	135	—	—	271
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,038,219	—	1,038,219
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	135	135	1,038,219	—	1,038,490
当期末残高	1,075,042	1,072,776	1,851,457	△192	3,999,083

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	494	3,041,823
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△80,735
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	—	494	2,961,087
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	271
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,038,219
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	16,009	16,009	△20	15,988
当期変動額合計	16,009	16,009	△20	1,054,479
当期末残高	16,009	16,009	473	4,015,566

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第13期 (2021年8月31日現在)	第14期 (2022年8月31日現在)	科 目	(ご参考) 第13期 (2021年8月31日現在)	第14期 (2022年8月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	4,540,191	4,338,075	流動負債	2,137,655	2,407,953
現金及び預金	4,194,250	4,085,093	買掛金	156,725	238,268
売掛金	356,450	294,925	短期借入金	450,000	350,000
前払費用	84,715	52,955	未払金	116,504	235,994
その他	5,093	10,654	未払法人税等	481,852	80,650
貸倒引当金	△100,318	△105,552	未払消費税等	129,499	176,662
固定資産	568,691	2,017,884	未払費用	85,236	129,301
有形固定資産	81,258	73,037	前受金	690,007	—
建物	65,840	61,483	契約負債	—	1,165,400
車両運搬具	6,957	3,478	その他	27,829	31,676
工具、器具及び備品	8,460	8,075	固定負債	3,388	3,389
無形固定資産	69,749	52,608	資産除去債務	3,388	3,389
ソフトウェア	69,749	52,608	負債合計	2,141,044	2,411,342
投資その他の資産	417,683	1,892,238	純資産の部		
関係会社株式	11,000	738,000	株主資本	2,967,344	3,928,134
投資有価証券	10,050	901,095	資本金	1,074,906	1,075,042
繰延税金資産	319,494	183,445	資本剰余金	1,064,906	1,065,042
その他	77,139	69,697	資本準備金	1,064,906	1,065,042
			利益剰余金	827,723	1,788,242
			その他利益剰余金	827,723	1,788,242
			繰越利益剰余金	827,723	1,788,242
			自己株式	△192	△192
			評価・換算差額等	—	16,009
			その他有価証券評価差額金	—	16,009
			新株予約権	494	473
			純資産合計	2,967,838	3,944,617
資産合計	5,108,883	6,355,960	負債・純資産合計	5,108,883	6,355,960

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第13期 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		第14期 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
売上高		3,566,546		6,060,088
売上原価		871,147		1,509,439
売上総利益		2,695,398		4,550,649
販売費及び一般管理費		1,971,260		2,940,238
営業利益		724,138		1,610,411
営業外収益				
受取利息	17		41	
償却債権取立益	8,472		6,488	
違約金収入	5,108		36,283	
その他	2,071	15,668	2,209	45,022
営業外費用				
支払利息	2,120		1,684	
シンジケートローン手数料	—		75,000	
上場関連費用	25,041		—	
その他	—	27,161	662	77,346
経常利益		712,645		1,578,086
特別損失				
投資有価証券評価損	—	—	57,153	57,153
税引前当期純利益		712,645		1,520,933
法人税、住民税及び事業税	507,616		320,199	
法人税等調整額	△209,238	298,377	163,042	483,241
当期純利益		414,267		1,037,691

株主資本等変動計算書 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	1,074,906	1,064,906	1,064,906	827,723	827,723	△192	2,967,344
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	△77,172	△77,172	－	△77,172
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,074,906	1,064,906	1,064,906	750,551	750,551	△192	2,890,172
当期変動額							
新株の発行	135	135	135	－	－	－	271
当期純利益	－	－	－	1,037,691	1,037,691	－	1,037,691
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	135	135	135	1,037,691	1,037,691	－	1,037,962
当期末残高	1,075,042	1,065,042	1,065,042	1,788,242	1,788,242	△192	3,928,134

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	－	－	494	2,967,838
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	△77,172
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	－	494	2,890,666
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	271
当期純利益	－	－	－	1,037,691
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	16,009	16,009	△20	15,988
当期変動額合計	16,009	16,009	△20	1,053,951
当期末残高	16,009	16,009	473	3,944,617

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 由 佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 由 佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月27日

株式会社アイドマ・ホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 若 林 稔 ㊟

社外監査役 本 多 基 記 ㊟

社外監査役 岡 本 和 巳 ㊟

以上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in color and thickness, providing a guide for handwriting. There are no margins, text, or other markings present on the page.

[illegible]

定時株主総会 会場ご案内図

日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 「カシオペア」

電話 (03) 3980-1111



交通

池袋駅

JR 山手線 埼京線
東京メトロ 丸ノ内線 有楽町線 副都心線
私鉄 西武池袋線 東武東上線

会場までのご案内

西口	徒歩約3分
JR線メトロポリタン口	徒歩約1分
南口	徒歩約2分
副都心線2a出口	徒歩約3分

株式会社アイドマ・ホールディングス

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-25-5
TEL 03-5985-8290

